

第3次枚方市男女共同参画計画改訂版（試案）に関する 市民意見の聴取について（結果公表）

この度は、第3次枚方市男女共同参画計画改訂版（試案）について、市民の皆さまからご意見をいただき、ありがとうございました。お寄せいただきましたご意見について、市民・学識経験者などで構成する枚方市男女共同参画推進審議会でご審議いただきましたので、以下のとおり公表します。

意見募集期間	令和2（2020）年11月13日から令和2（2020）年12月4日まで
意見提出者数	個人 3名 団体 1組
公表意見数	13件 ※1枚の意見提出用紙に複数の意見を記入されている場合は、意見ごとに1件として ています。同意見についてはまとめて記載しています。

【計画改訂版（試案）に関するご意見について】

	ご意見の要旨	審議会の考え方
1	<p><第2章 - 1 - （1）国際社会の動向></p> <p>・ILO が 2019 年に採択したハラスメントを禁止する「仕事の世界における暴力及びハラスメントの根絶に関する条約」を含めるべきではないか。日本はまだ批准していないが、政府も賛成しており、国内法であるいわゆるハラスメント防止法の実効性を高める取り組みのバックアップになり、今後法改正が求められることになると思われる。また ILO 条約はハラスメントの定義を「身体的・心理的・性的・経済的被害を引き起こす可能性があるさまざまな受け入れ難い行為と慣行」としており、防止啓発には大事な視点と考える。</p>	<p>本計画の策定段階において、当該条約が批准されていないため、計画策定の背景として記載はしませんが、ハラスメント防止に向けた取り組みは継続して行う必要があると考えます。なお、参考資料の男女共同参画関連年表には記載します。</p>
2	<p><第3章 - 2 - 基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革></p> <p>・趣旨に賛同し、子どものころからの男女共同参画・人権尊重への取り組みを推進してもらいたい。固定的性別役割分担意識が少しずつ減少しているとはいうものの、緩やかであると感じる。</p>	<p>ご意見のとおり、固定的性別役割分担意識の解消については、これまでの歴史的背景からも急激に変化することは難しいことながら、子どもの頃からの意識啓発を継続して行うことにより、社会全体に広がると考えます。</p>

	ご意見の要旨	審議会の考え方
3	<p><第3章 - 2 - 基本目標 1 (1) 男女共同参画への理解促進></p> <p>・拠点施設である男女共生フロア・ウィルの機能の充実に努めると共に女性団体への減免制度を継続すると明記してもらいたい。(同意見その他2件)</p>	<p>メセナひらかた会館は廃止され、総合文化芸術センター別館となるため、男女共生フロア・ウィル登録団体等に対する減免制度は廃止されるとのことですが、男女共同参画社会の実現に向けては、拠点施設である男女共生フロア・ウィルでの相談・情報提供等の機能充実と合わせて男女共同参画に資する活動を行う団体等と連携しながら施策を推進する必要があると考えます。</p>
4	<p><第3章 - 2 - 基本目標 2 (1) 男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり></p> <p>・コロナ禍のもと、10代の妊娠相談やパートナーからの女性への性暴力が増えている。被害者への手厚い支援とともに、国に対して加害者への厳しい処罰と更生による再発防止への取り組みを強めることを求めることを明記してもらいたい。</p>	<p>性犯罪・性暴力については、<第3章 - 2 - (1) 男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり>の中で明記している通り、国では、令和2(2020)年から4(2022)年までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と位置づけています。</p> <p>課題とされている加害者への対応については、引き続き国の動向に注視し、必要な取り組みを行っていくことが重要であると考えます。</p>
5	<p><第3章 - 2 - 基本目標 2 (1) 男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり></p> <p>・「男女共同参画を阻害する暴力の根絶」は「男女共同参画を阻害する暴力とハラスメントの根絶」にするのがよいのではないか。また、基本方向(1)の文中にILOの「仕事の世界における暴力及びハラスメントの根絶に関する条約」及び「女性の職業生活における活躍に関する法律等の一部改正する法律」(いわゆるハラスメント防止法)の趣旨を踏まえた取り組みをする旨明示するのが良いと思う。</p>	<p><第3章 - 2 - (1) 男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり>の文頭に「男女共同参画を阻害する暴力」には「DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど」と、あらゆる暴力が含まれていることを明記しています。雇用の場におけるハラスメントについては、基本目標3 - (3) 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保において、関連する法律(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、男女雇用機会均等法等)に基づき取り組みを進めるよう明記しています。</p>
6	<p><第3章 - 2 - 基本目標 2 (1) 男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり></p> <p>冒頭の文中「性別による差別にもとづく暴力」は「性別による差別にもとづく暴力とハラスメントはもとより、あらゆる暴力とハラスメント(身体的、精神的、経済的危害を引き起こす可能性のある様々な受け入れがたい行為と慣行)」として暴力・ハラスメントの範疇を広くとらえてほしい。</p>	<p>あらゆる暴力・ハラスメントを許さない社会づくりが大切だと認識していますが、男女共同参画計画において特に取り上げるべき課題として、性別による差別に基づく暴力に焦点を当てて記載をしています。</p>

	ご意見の要旨	審議会の考え方
7	<p>＜第3章 - 2 - 基本目標2（1）男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り組み概要の4つのタイトルの「防止啓発」は「禁止と防止啓発」にできればと考える。また、[職場や学校におけるハラスメントの防止啓発]の文中の「セクシュアルハラスメント」は「あらゆるハラスメント」にしていきたい。（基本目標3の基本方向3にあるハラスメント部分はこちらに持ってくるのが妥当ではないか） 	<p>基本目標2は「男女共同参画を阻害する暴力の根絶」であり、「根絶」には「禁止」の意味も含んでいます。これを受けて、基本方向（1）では暴力の根絶に向けた社会づくりに必要な防止啓発の取り組みについて記載しています。なお、「枚方市男女共同参画推進条例」第4条で、「性別を理由とする人権侵害の禁止等」について定めています。</p> <p>取り組み概要 [職場や学校におけるハラスメントの防止啓発] では「セクシュアルハラスメントなど」と記載しており、性別による差別に基づくあらゆるハラスメントを含むことを意図しています。</p>
8	<p>＜第3章 - 2 - 基本目標3（1）子育てと介護への支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育・留守家庭児童会室の充実については量の充実だけではなく質の安定が必要。公立保育所を核とする公的保育・公営留守家庭児童会室保育が安定的に継続継承されることが子育ての安心につながると考える。安易な民営化は保護者の不安をあおることとなる。 	<p>本計画では＜第3章 - 2 - 基本目標3（1）子育てと介護への支援＞において、「男女がともに働き続け、安心して家事、育児、介護などの家庭的責任を担い、地域社会にも参加しながら主体的に生活することができるよう、子育てや介護への支援に取り組みます」と明記しており、安心して子育てできる環境づくりに向けて取り組みを行う必要があると考えます。</p>
9	<p>＜第3章 - 2 - 基本目標3（3）雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育・介護等の女性の就業者が多い分野で非正規不安定雇用が多く賃金も安く、コロナ禍で不安定な経済状況を強いられている。そのことが基本方向（1）の子育てと介護を支援する人のなり手不足にもつながっている。非正規雇用女性は正規雇用男性の約28%、女性全体でも男性全体の54%の給与しかなく（2018 国税庁民間給与実態）、格差是正・均等待遇に向け、民間を主導する公的な分野での対策が必要。 	<p>公民にかかわらず、雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保は重要であると考えており、＜第3章 - 2 - 基本目標3（3）雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保＞の文中で、「非正規労働者の処遇改善や労働条件の整備などが促進されるよう、多様な働き方が選択できる社会の実現に向けた啓発に取り組みます」と計画に位置付けています。</p>
10	<p>＜第3章 - 2 - 基本目標4 - （1）生涯を通じたすべての人の健康保持と増進への支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性自殺者が多いことには変わりはないが、コロナ禍で女性自殺者が急増しており、雇用の問題や日常生活におけるDV、子育ての重圧などもふまえた弱い立場にある女性の問題と捉え、経済的支援も含めたメンタルヘルスへの対応が求められる。 	<p>女性を取り巻く雇用やDV等の暴力、子育てや健康に関する様々な問題について、本計画においても課題と認識しており、計画の各基本目標を通して取り組む必要があるものと考えます。</p>

	ご意見の要旨	審議会の考え方
11	<p><第3章 - 2-基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員、市職員の管理職登用については目標達成に向けたポジティブアクションが必要で、クォータ制の導入等を視野に入れ検討することが必要ではないか。 	<p>市の審議会委員や管理職への登用については別途、実行計画となる「アクションプログラム」において数値目標を定めて取り組みを進めるべきと考えます。クォータ制の導入については、審議会において引き続き検討すべき課題であると認識しています。</p>
12	<p><第3章 - 2-基本目標5（1）政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の審議会等委員について、女性の比率を引き上げるため、広く女性団体からの推薦や公募による採用など透明性のある選定方法をすすめることを盛り込むこと。 	<p>審議会委員の女性比率引き上げに向け、具体的な取り組みについては、実行計画となる「アクションプログラム」において各施策に落とし込み、その実現に向け取り組む必要があるものと考えます。</p>
13	<p><市民意見聴取について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・この意見聴取が市民アンケートとなっているが、これはアンケートではなくパブリックコメントではないか。また、広く意見聴取できるのか。 	<p>この市民意見聴取は本計画の策定について審議した枚方市男女共同参画推進審議会が市民の皆様から広くご意見を聴取するため、市内の生涯学習市民センター等の公共施設での意見箱の設置と市のHPを用いた「インターネットアンケート」で実施しました。市が市民の皆様にご意見を求める際は「パブリックコメント」となりますが、今回は本審議会からの意見聴取となります。</p>